意見書案第５号

非核三原則の尊重と堅持を求める意見書

このことについて、綾瀬市議会会議規則第１４条第１項の規定により、次のとおり提出する。

令和８年９月２９日提出

提出者　綾瀬市議会議員　三　谷　小　鶴
賛成者　同　福　田　久美子
同　同　天　笠　哲　史
同　同　越　川　好　昭

非核三原則の尊重と堅持を求める意見書

広島・長崎への原子爆弾の投下から８１年が経過するなか、我が国は原爆投下による惨禍を経験した唯一の戦争被爆国として、「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」とする非核三原則を長年にわたり基本的な立場として掲げてきた。この原則は、国会においても繰り返し確認され、国際社会に対する我が国の基本姿勢を示す重要なものである。

今日、国際社会の緊張の高まりから、安全保障環境が一層厳しさを増すなか、戦争被爆国としての倫理的使命と、国際社会の信頼を支える平和国家としての立場を明確にすることが求められている。

非核三原則は、我が国が核兵器に依存しないという明確な意思を示すものであり、現実的な安全保障政策の下でも、その核心となる理念は揺らぐべきではない。

よって、本市議会は国に対し、核兵器の廃絶と恒久平和の実現に向け、唯一の戦争被爆国である我が国の国是として、非核三原則を尊重し、堅持されることを強く求めるものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和８年９月２９日

綾瀬市議会議長　齊　藤　慶　吾

衆議院議長　参議院議長　内閣総理大臣　外務大臣　防衛大臣　　あて

（提案理由）

核兵器の廃絶と恒久平和の実現に向け、非核三原則を引き続き強く堅持することを求め、国会及び政府関係機関に意見書を提出いたしたく提案するものであります。